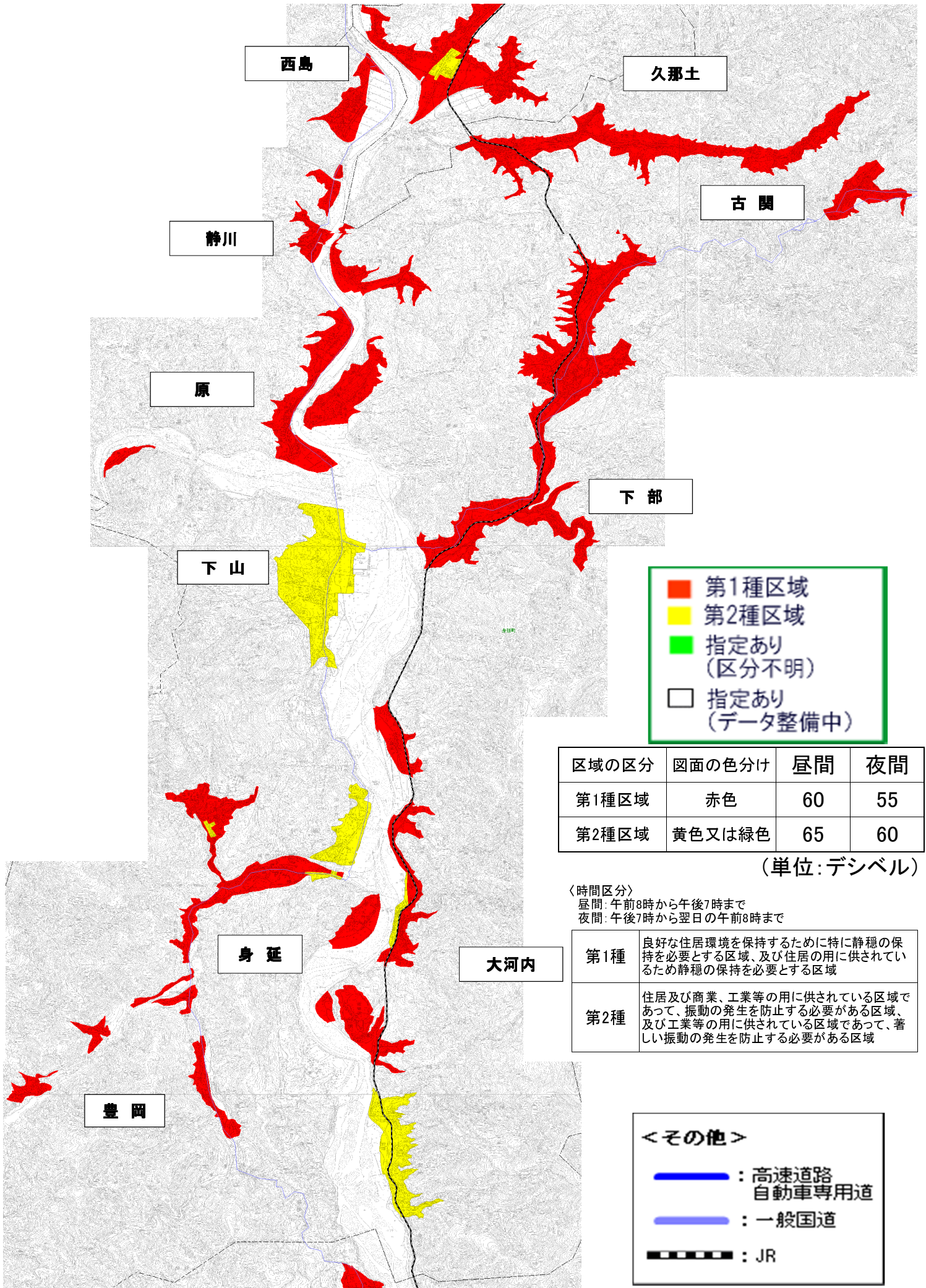


身延町 騒音規制地域



西島

久那土

古関

静川

原

下部

下山

■ 第1種区域
■ 第2種区域
■ 指定あり (区分不明)
 指定あり (データ整備中)

区域の区分	図面の色分け	昼間	夜間
第1種区域	赤色	60	55
第2種区域	黄色又は緑色	65	60

(単位:デシベル)

<時間区分>
 昼間: 午前8時から午後7時まで
 夜間: 午後7時から翌日の午前8時まで

第1種	良好な住居環境を保持するために特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
第2種	住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であって、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

身延

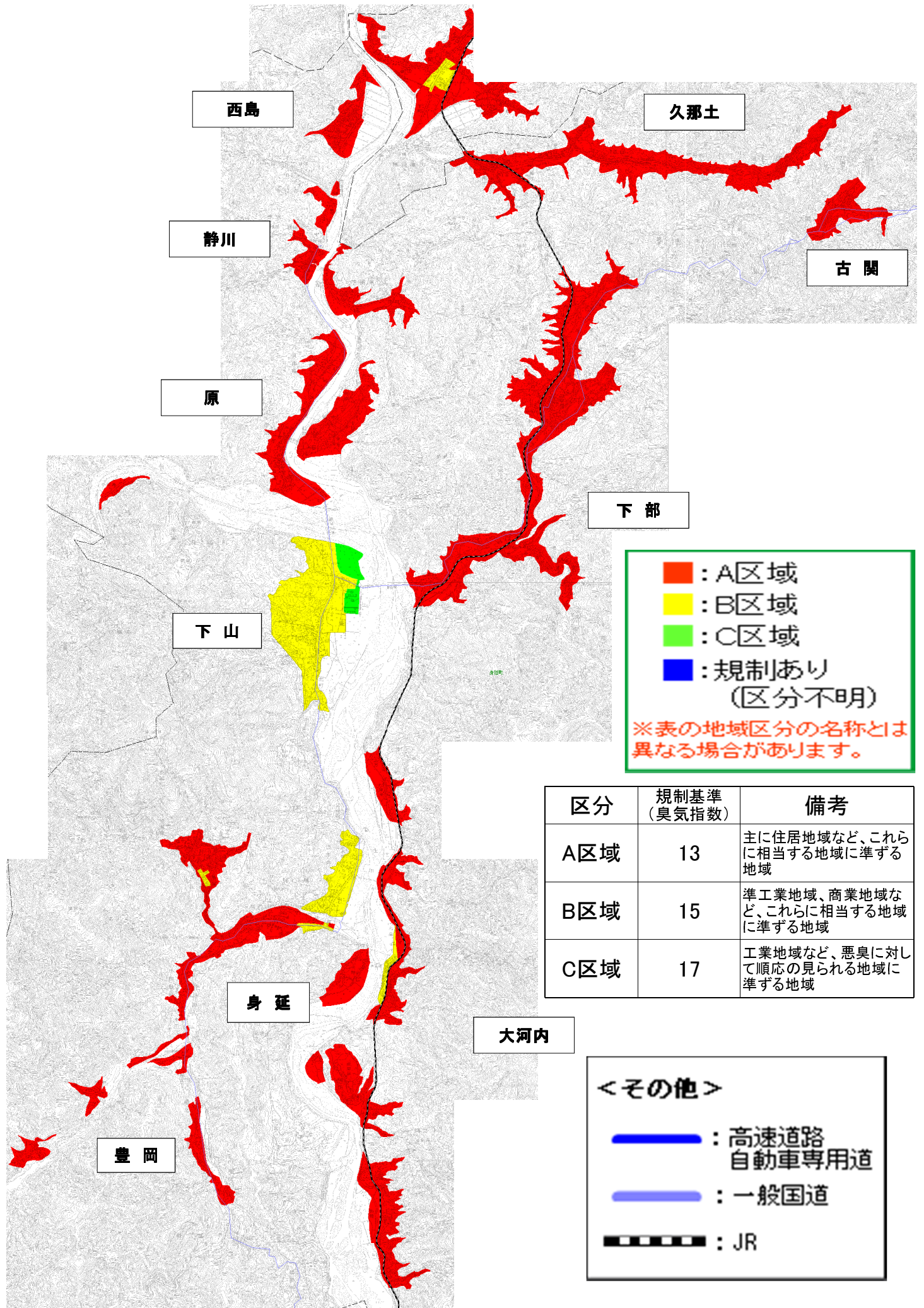
大河内

豊岡

<その他>

— : 高速道路
— : 自動車専用道
— : 一般国道
 : JR

身延町 振動規制地域



身延町 悪臭規制地域